

令和6年度県南広域振興局子どもの学習・生活支援事業実施業務執行状況審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、県南広域振興局子どもの学習・生活支援事業について、令和6年度において受託したトライグループ株式会社（以下「受託者」という。）に令和7年度においても引き続き委託するか否かの適否を判断するため、令和6年度における本業務の執行状況に係る審査方法等について必要な事項を定める。

(審査員の指名等)

第2 審査は、県南広域振興局子どもの学習支援事業の内容に関して見識を有する次の機関及び団体に所属する者を審査員として指名、依頼するものとする。

所属
金ケ崎町
西和賀町教育委員会
平泉町
奥州市社会福祉協議会
県南広域振興局保健福祉環境部

(審査方法)

第3 審査は、受託者から提出された資料（令和6年度受託業務実績報告及び令和7年度業務計画並びに組織等に関する調書等）を書面により審査する方法で行う。

(評価項目等)

第4 評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目	評価点
(1) 学習会等の実施回数、場所、時期	10点
(2) 学習会等の実施方法、テーマ設定、学習メニュー	10点
(3) 対応スタッフ人数、実施人員の配置方法	10点
(4) 連絡会議等の実施状況	10点
(5) 関係者との連携	10点
(6) スタッフのスキルアップ	10点
(7) 安全管理	10点
(8) 受託法人としての適性	10点
(9) 令和7年度業務計画	20点
	計100点

(評価の手順)

第5 審査員は、提出資料の内容を基に、「令和6年度県南広域振興局子どもの学習・生活支援事業実施業務執行状況審査表」（別紙）により、評価項目ごとに評価及び採点を行い、その評価点を審査表に記載するものとする。

(評価結果の判定)

第6 各審査員の合計点の平均が60点以上であった場合、委託業務の執行状況を「良好」と判定するものとする。

(秘密を守る義務)

第7 審査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8 審査会の庶務は、県南広域振興局保健福祉環境部で処理する。

(補足)

第9 この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項がある場合には、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月21日から施行し、令和7年6月30日をもって廃止する。